

地方税の電子化、 社会保障・税番号制度について

平成26年1月31日（金）

eLTAX(地方税ポータルシステム)について

1. eLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステム)の現状

- 運用主体 一般社団法人地方税電子化協議会 (全ての都道府県、市区町村が会員として加入)
- eLTAX接続団体 全47都道府県 及び 全1,742市区町村がeLTAXに接続

2. 提供サービスの内容(平成26年4月1日見込)

(1) 電子申告等 . . . インターネットを通じた地方税の電子申告等

【対象税目等及び対応団体数】

- 法人2税(全47都道府県、1,714市町村)、固定資産税(償却資産)(東京都、1,695市町村)、事業所税(東京都、74市)の電子申告

※未対応団体数

法人市町村民税：5町村、固定資産税(償却資産)：24市町、事業所税：1市

- 給与支払報告書(全1,742市区町村)、法人設立届等(29都道府県、1,696市区町村)の電子的提出
- 電子納税(7都県、6市) → 地方税の納付手続きを自宅やオフィスからインターネット経由などで電子的に行うことができる仕組み

(2) 年金からの特別徴収 . . . 公的年金からの個人住民税の特別徴収に関する年金保険者と市区町村のデータのやりとり

- 年金保険者から市区町村への特別徴収対象者の通知、公的年金等支払報告書の提出 (全1,742市区町村が利用)
- 市区町村から年金保険者への年金特別徴収の税額通知の送付 (全1,742市区町村が利用)

(3) 国税連携 . . . 国税庁と地方団体とのデータのやりとり

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信 (全47都道府県及び全1,742市区町村が利用)
- 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信 (全1,742市区町村が利用)
- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信 (対応可能な市区町村から開始)

市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況

	課税団体数	平成26年4月1日現在 導入団体数	平成26年4月1日現在 で未導入の団体数	参考:平成26年1月現在 導入団体数
個人住民税 (給与支払報告書の電子的 提出の受付)	1,742市区町村	1,742市区町村 (100%)	0	1,742市区町村 (100%)
法人市町村民税の 電子申告の受付	1,719市町村	1,714市町村 (99.71%)	5町村	1,712市町村 (99.59%)
固定資産税 (償却資産)の 電子申告の受付	1,719市町村	1,695市町村 (98.60%)	24市町	1,692市町村 (98.43%)
事業所税の 電子申告の受付	75市	74市 (98.67%)	1市	74市 (98.67%)

<参考:未導入団体の都道府県別内訳>

【法人市町村民税】

福島県:三島町、大熊町、双葉町
 埼玉県:横瀬町
 奈良県:曾爾村

【固定資産税】

北海道:苫小牧市、紋別市
 秋田県:能代市
 福島県:三島町、大熊町、双葉町
 埼玉県:草加市、横瀬町
 千葉県:成田市、習志野市、流山市、四街道市、印西市
 東京都:日野市、清瀬市、あきる野市

奈良県:天理市、桜井市
 徳島県:鳴門市
 香川県:直島町
 福岡県:柳川市、宮若市、那珂川町
 熊本県:人吉市

【事業所税】

福岡県:久留米市

電子申告等利用率(平成24年度)

○都道府県

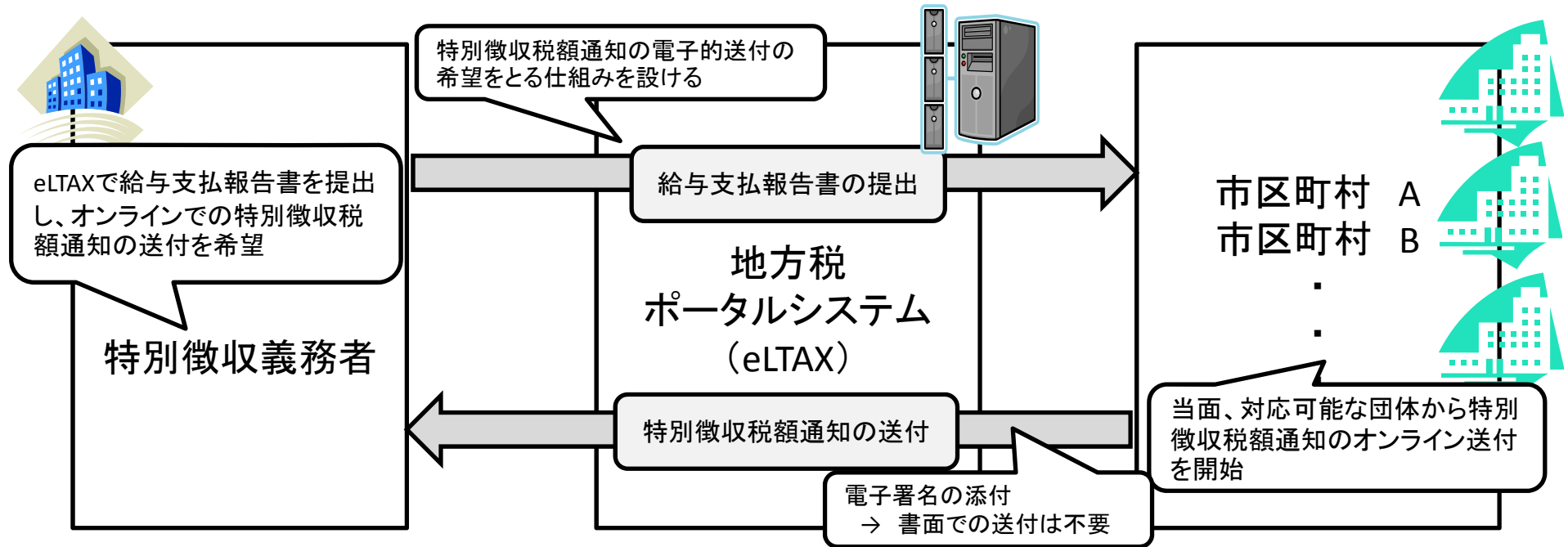
	平成24年度		平成24年度 電子申告等利用率	(※参考) 平成23年度 電子申告等利用率
	全申告等件数	うち電子申告等による 申告等件数		
法人二税	3,797,289	1,685,628	44.4%	39.6%

○市区町村

	平成24年度		平成24年度 電子申告等利用率	(※参考) 平成23年度 電子申告等利用率
	全申告等件数	うち電子申告等による 申告等件数		
給与支払報告書	75,956,697	9,088,478	12.0%	9.0%
法人市町村民税	3,931,316	1,539,168	39.2%	31.7%
固定資産税 (償却資産)	3,258,129	378,687	11.6%	9.3%
事業所税	115,824	6,730	5.8%	4.2%

特別徴収税額通知の電子化のイメージ

- 次期eLTAXの稼働(平成27年9月)に合わせ、eLTAXを通じて電子データで送付する特別徴収税額通知(市町村から特別徴収義務者への通知)に法的効力を持たせるための仕組みを検討。
- 対応可能な市区町村から特別徴収税額通知のオンライン送付を行うことを想定。



<特別徴収税額通知の電子化のメリット>

- 特別徴収義務者にとっては、一部でも電子データで特別徴収税額通知が送付されることにより、通知を管理するためのデータの打ち込み作業等の軽減につながる。
- 市区町村にとっても書面での送付が省略されることにより一定の効率化がなされる。

<市町村で必要となる準備 (想定)>

- 特別徴収税額通知の電子データを作成するための、税務システムの改修(既に対応している団体は不要)
- 特別徴収税額通知に電子署名を付すための環境整備

地方税分野における番号制度の利用場面

①番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

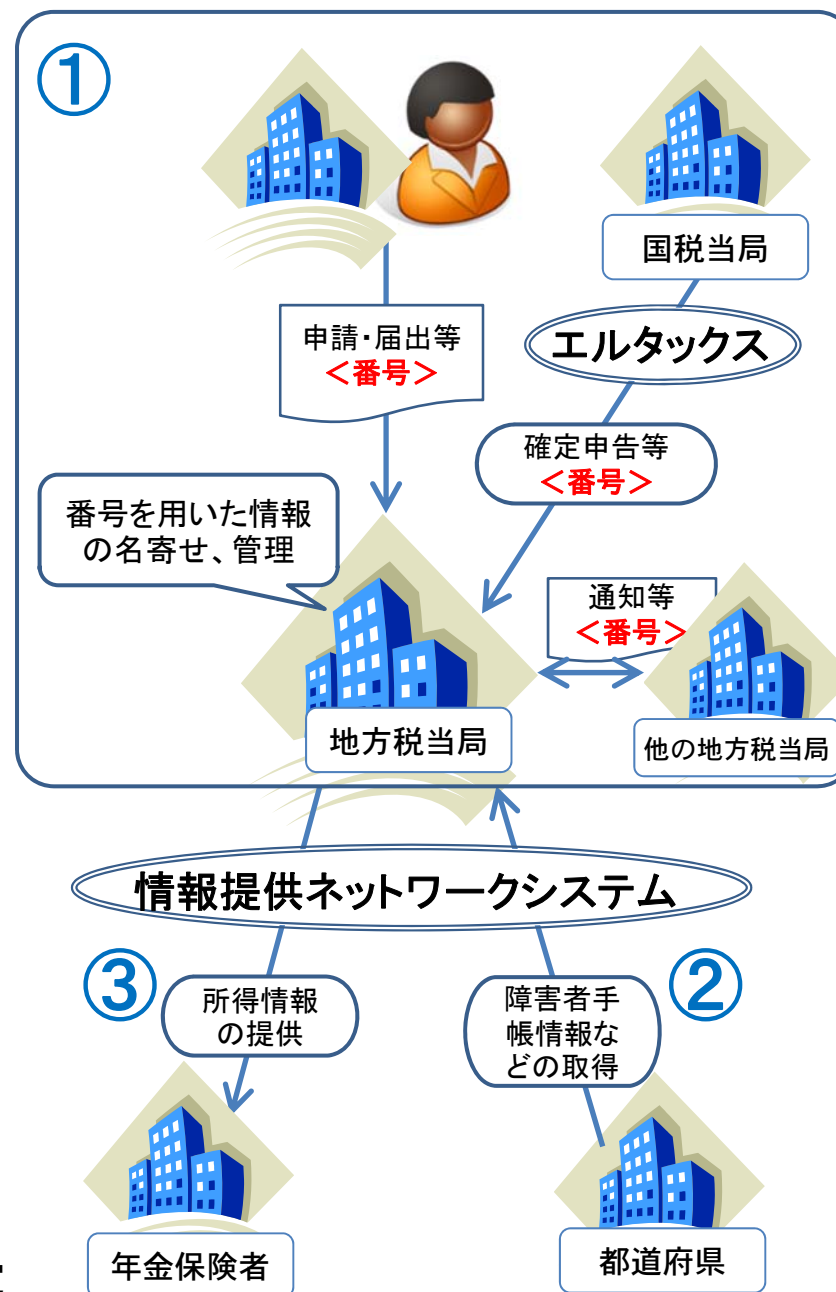
課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

※このほか、マイポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定



番号制度導入に係る地方公共団体の関係システム整備への支援の内容 (総務省予算案分)

■ 国庫補助金の補助対象

- 番号制度導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)のうち、直接的に番号制度導入に係る経費を対象として、予算の範囲内において、総務大臣が認めた額を、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助金として措置。

(単位:億円)

項目	H26	
	事業費	国庫補助金
住民基本台帳システム	123.5	123.5
地方税務システム	190.2	126.8
中間サーバー整備(ハードウェア)	19.7	19.7
団体内統合宛名システム・団体内統合利用番号連携サーバー	41.3	41.3
合計	374.7	311.3

■ 国庫補助率(補助対象経費として総務大臣が必要と認めた経費に対する補助率)

- 住民基本台帳システム改修 : 補助率=10/10
- 地方税務システム改修 : 補助率=2/3
(当該システムを使用する庁内業務に係る個人番号の利用等に相当するものとして事業費の1/3)
- 中間サーバー整備(ハードウェア) : 補助率=10/10
- 団体内統合宛名システム・団体内統合利用番号連携サーバー : 補助率=10/10

- 地方税務システムの国庫裏負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
また、上記システム整備に伴い生ずるランニング経費については、地方財政措置。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省予算案分）の補助対象（案）

■ 補助対象経費

補助対象システム	補助対象経費	内容
・住民基本台帳システム ・地方税務システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム 又は 団体内統合利用番号連携サーバー	企画・開発費	(1)システム設計・開発に要する経費 (2)ソフトウェア購入(ライセンス費を含む。)に要する経費
	設備費	(1)電子計算機の設置等に要する経費 (2)情報通信端末の設置等に要する経費

- 補助対象経費は、番号制度導入に伴い、直接的に必要となる機能の整備に係る経費のみを対象
→番号制度導入に伴い直接的に必要となるもの以外の整備も含んだ調達の場合等については、直接的に必要となる機能の整備に係る経費のみを抽出すること
- 「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月)」記載の業務システムごとの番号制度対応のための機能追加等に係る整備を対象
- 地方公共団体情報システム機構が整備・運用を担い、用意することとなる中間サーバーの拠点(「中間サーバー・プラットフォーム」)を活用する場合の地方公共団体情報システム機構に対する負担金を対象

■ 主な補助対象外経費

- システム影響度調査、調達仕様書作成支援、工程管理支援、PIA実施に係る経費、一般事務費、番号制度導入に直接的に伴わない①パッケージソフトウェアのカスタマイズ、②業務システムの更改・能力強化等、機器の更改・能力強化等、庁内LAN整備、条例による個人番号の独自利用に係る機能追加、データ整備(データクレンジングを含む。)等

社会保障・税番号制度システム整備費補助金の執行手続等(案)

■補助金額の決定

- 直接的に番号制度導入に係る経費を対象として、予算の範囲内において、総務大臣が認めた額について国庫補助金を交付
- 本補助金の申請に対する補助金額の審査については、総務省において、都道府県分及び市区町村分について実施し、補助要綱等を基に、総務大臣が認めた額を交付決定
 - 交付申請に当たっては、都道府県及び市区町村においては、「平成25年度住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会『社会保障・税番号制度説明資料1-5』」における「団体規模・システム類型別の事業費(想定)」に規定された事業費も踏まえて、適切に見積りをお願いしたい

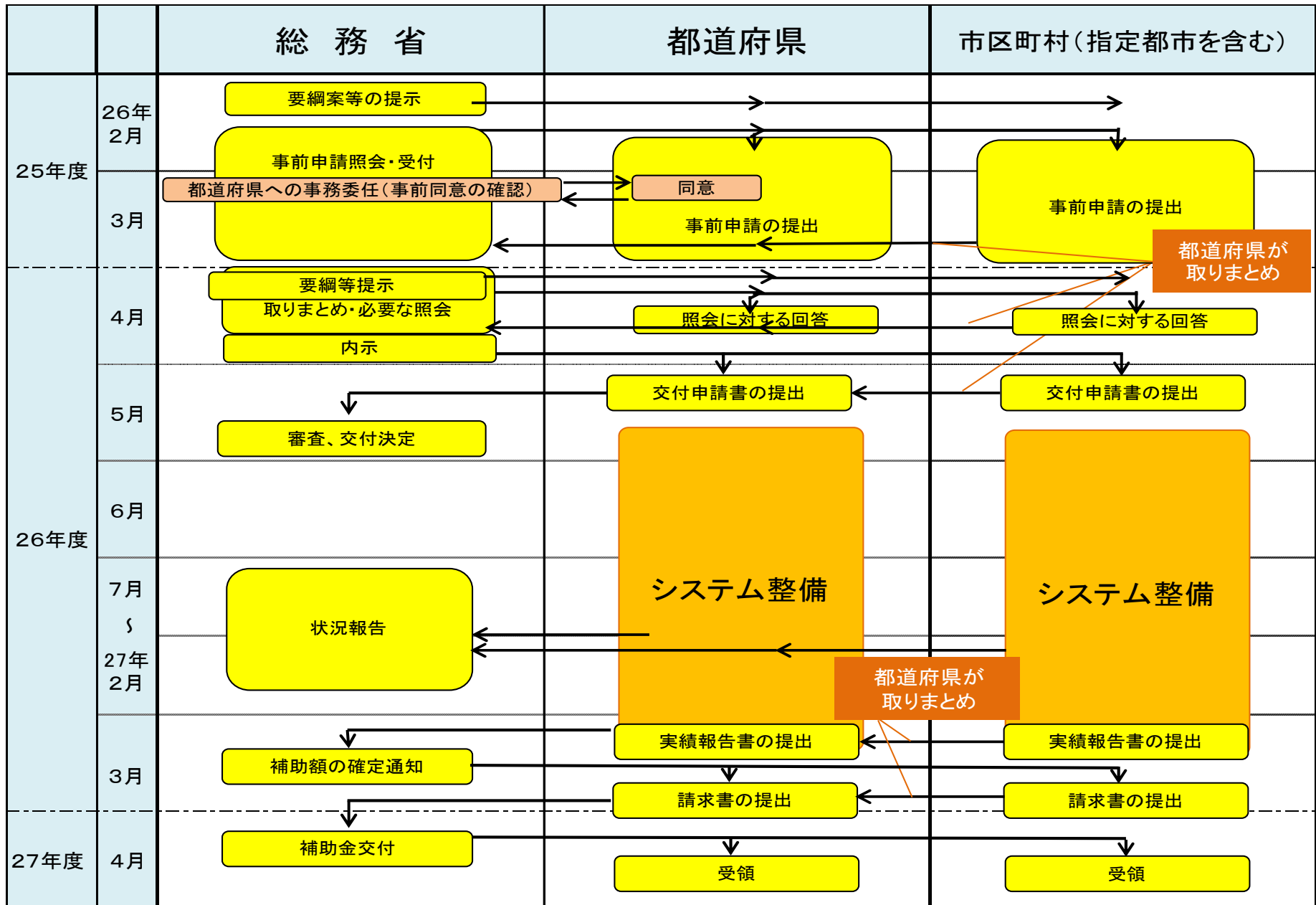
■都道府県への事務委任

- 市区町村(指定都市を含む)分の本補助金の執行については、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、各都道府県に対し、次の事務等について事務委任することを予定(平成26年3月上旬に事務委任に係る事前同意の確認手続を予定)

○事務委任を予定している主な事務(案)

- 市区町村から提出される交付申請書等の取りまとめに関する事務
- 内示等の通知に関する事務
- 補助金執行に関する市区町村からの問合せに関する事務 等

補助金の執行手続とスケジュール(案)



地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

番号制度の導入を契機にクラウド化の検討を！

住民基本台帳システム（第1節）

（ポイント）

① 個人番号の指定等

個人番号の指定
個人番号を住民票に記載
住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加

個人番号の通知 *
個人番号変更への対応

② 個人番号カードの交付 *

③ 世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供(中間サーバーへの登録)

（改修時期）
平成26・27年度

各地方公共団体において来年度当初予算計上が必要

* 個人番号の通知と個人番号カードの発行は、地方公共団体情報システム機構が一括して行う方向で検討。

地方税システム（第2節）

（ポイント）

① 個人番号・法人番号の取得

② 個人番号・法人番号の活用

個人番号・法人番号による検索機能の追加等

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会

④ 所得情報の情報提供ネットワークシステムへの提供(中間サーバーへの登録)

⑤ 個人情報保護(地方税法上の守秘義務との関係)

（改修時期）
平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

情報提供ネットワークシステム インターフェイスシステム（第3節）

（ポイント）

国が一括で開発し、管理する。

（設置時期）

平成27年度以降

中間サーバー（第3節）

（ポイント）

① 情報提供

符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等情報を管理し、情報照会があれば、これらの情報を提供

② 情報照会

既存業務システムからの情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継

③ 符号管理

④ 既存システム接続 *

⑤ インターフェイスシステム接続

⑥ 情報提供等記録管理

インターフェイスシステムと既存システムとの間に、セキュリティ・コストの観点から情報連携対象の個人情報の副本の保存管理を行う「中間サーバー」が必要

（ハードウェア導入時期）
平成27年度

平成25年度から国で一括してソフトウェアを開発

* 既存システムにおいても、中間サーバーと接続するための改修が必要

団体内統合宛名システム等(第4節)

（ポイント）

① 宛番号付番機能

② 宛名情報等管理機能

③ 中間サーバー連携機能

④ 既存システム連携機能

（改修時期）
平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

その他の業務システム（第5節）

（その他の改修が必要となるシステム）

○ 住民向けの社会保障関係システム

○ 職員向けの人事・給与システム等

税務システム改修経費の団体規模・システム類型別の事業費（想定）について（1/2）

各団体における既存システムの状況により、所要の事業費は大きく異なるものであるが、一定の前提をおいて人口規模・システム類型別に想定した事業費の規模は、以下のとおり。

【市区町村】

（単位：百万円）

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
1万人以下	汎用機系(独自開発)	2.9
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	3.7
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	2.4
	オープン系(独自開発)	4.2
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	3.1
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	2.7
1～3万人	汎用機系(独自開発)	7.8
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	8.7
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	4.9
	オープン系(独自開発)	9.2
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	6.3
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	4.9

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
3～10万人	汎用機系(独自開発)	20.3
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	18.9
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	9.6
	オープン系(独自開発)	19.3
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	11.8
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	9.2

【現時点における積算であり、今後変更がありうるもの】

税務システム改修経費の団体規模・システム類型別の事業費（想定）について（2/2）

【市区町村】

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
10 ～ 50 万人	汎用機系(独自開発)	84.6
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	61.2
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	25.9
	オープン系(独自開発)	57.7
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	35.0
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	23.9
50 万人 超	汎用機系(独自開発)	131.3
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	89.6
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	40.7
	オープン系(独自開発)	84.4
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	53.2
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	38.1

【都道府県】

(単位:百万円)

団体規模	団体別所要事業費
100万人未満	112.1
100～500万人	134.6
500～1000万人	175.0
1000万人超	284.8

【現時点における積算であり、今後変更がありうるもの】

地方税務システムの改修経費にかかる国庫補助に関する当面のスケジュール

- ① 「社会保障・税番号制度システム整備費補助金補助要綱案」等の提示

- ② 「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について(仮称)」の提示
 - ・地方税分野において個人番号・法人番号を利用する予定の手續について各税目ごとに取りまとめた資料。
 - ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金で補助する地方税務システムの改修範囲は、当該資料にある手續を実施するために必要な範囲の改修とする予定。

- ③ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金事前申請照会